# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

多賀町長

### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	介護保険に関する事務						
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条令基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。						
③システムの名称	介護保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- ・介護保険情報ファイル
- ・介護保険資格ファイル ・個人番号管理テーブル ・宛名テーブル
- ·宛名履歴テーブル

#### 3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府·総務省令第5号第50条 法令上の根拠

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報提供】1,2,3,4,6, 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府·総 【情報提供】2,3,6,19,2 【情報照会】46,47条	17,22,26,30,33,39 総務省令第7号	9,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120項 ,47条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
請求先 多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111								
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111							
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した								
適用した理由								

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人未満	i ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未	苘		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい	

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書	] へては、それぞれ重点	·項目評価書又	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 は全項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネ	ットワークシステム	を通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特(	こ力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			Γ	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情幸	<b>最提供ネットワークシ</b>	ステムを通じた	:提供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	1	]接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 糇	<b>定個人情報の保管・</b> 注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人	手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	ミスが発 ・マイナ: 3情報に 関して手 が発生す	生するリスクへの対 ンバー利用事務におこよる照会を行うことを 作業が介在するが、 するリスクへの対策は	策は十分であ けるガイドライ を厳守している いずれの局面 は十分であると	インに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含むる。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに う面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミス と考えられる。			
		・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄						
9. 監	査							
実施の	の有無	[ 0 ]	自己点検	[ <b>O</b> ]	内部監査 [ ] 外部監査			
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b>	<b>啓発</b>						
従業者	<b>当に対する教育・啓発</b>	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 1	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられる	対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も個る対策	優先度が高いと考えられ :	<選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	支> 目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け 権限のない者によっ 委託先における不正 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	oれるリスクへ、事務に必要( て不正に使用: な使用等のリ 行われるリスク フシステムを通 フシステムを通	要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 目されるリスクへの対策 リスクへの対策 くクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 提りスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】		[	特に力を入れている	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
	判断の根拠	には生作		こいるため、、林	よう設計されており、使用できる職員をIDで管理し、ログイン時権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「特権			

#### 変更箇所

変更固定変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	大矢直幸	上田綾子	事後	忘却
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	上田綾子	奥川明子	事後	軽微な変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	岡田伊久人	小菅俊二	事後	軽微な変更のため
令和7年10月1日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	_	十分である/判断の根拠 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うにとを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追 加)
令和7年10月1日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策/特に力を入れている/ 判断の根拠 権限がある担当者のみがアクセスできるよう設 設されており、使用できる職員をIDで管理し、ロ グイン時には生体認証により照合しているた め、権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策は「特に力を入れている」と考え られる。	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追加)
令和7年10月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年10月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の